

平成26年第5回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成26年5月2日(金)

開会 午後 2時02分

閉会 午後 3時40分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委員長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	菊 池 俊 之	委 員	松 尾 厚
委 員	今 野 雅 裕	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	中 澤 良 行	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	遠 山 竜 多	学校運営課長	山 本 誠 一
統括指導主事	早 川 隆 之	統括指導主事	小 林 力
統括指導主事	長 井 満 敏		

書記

教育調整課 調整主査	高 橋 美 香	教育調整課 管 理 係	高 橋 和 孝
---------------	---------	----------------	---------

議事日程

議 案

- 日程第 1 第 2 2 号議案 新宿区立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 2 第 2 3 号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 第 2 4 号議案 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について

報 告

- 1 平成 2 7 年度使用教科用図書審議委員会委員・教科用図書調査委員会委員について（教育指導課）
- 2 特別支援教育課題検討委員会 平成 2 5 年度のまとめと平成 2 6 年度の取組みの重点について（教育支援課）
- 3 「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について（中央図書館）
- 4 学校給食における異物混入について（学校運営課）
- 5 その他

◎ 開 会

○白井委員長 ただいまから平成26年新宿区教育委員会第5回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、松尾委員にお願いいたします。

◎ 第22号議案 新宿区立学校設置条例の一部改正について

◎ 第23号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一
部改正について

◎ 第24号議案 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について

○白井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第22号議案 新宿区立学校設置条例の一部改正について」、「日程第2 第23号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、「日程第3 第24号議案 新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱について」を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第22号議案から第24号議案について御説明いたします。

初めに、第22号議案 新宿区立学校設置条例の一部改正についてでございます。

議案概要をごらんください。

提案理由につきましては、新宿区立愛日小学校の位置の変更をするものでございまして、区長部局等に条例改正を申し入れるため、また議会に条例改正をお願いするものでございます。

内容につきましては、愛日小学校の新校舎建設に伴い、現在の愛日小学校から仮校舎へ移転することから、学校の位置を現在の「新宿区北町26番地」から、移転先の仮校舎となる旧市ヶ谷商業高校の「矢来町6番地」に位置を変更するものでございます。

施行期日は、26年8月1日でございます。

これは旧市ヶ谷商業高校の改修工事を行いまして、現在の愛日小学校から仮校舎に移転するため、引っ越しの作業などを7月末までに完了することによりまして、8月1日を移転日

として条例の施行期日としてございます。8月1日以降、愛日小学校の位置を矢来町6番地に変更するものでございます。

次に、第23号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらにも議案概要をごらんください。

公務災害の補償基礎額を改定するものでございまして、こちらにも区長部局に、条例改正の依頼を行い、区議会で条例改正をお願いするものでございます。

内容につきましては、表の記載のとおり現行から改定後に変更するものでございまして、横に学校医及び学校歯科医と学校薬剤師との区分、縦に経験年数による区分となっております。金額については、経験年数5年未満の学校医及び学校歯科医が現行と同額、また学校医及び学校歯科医の20年以上25年未満で413円、25年以上で439円の増額となっているものを除きまして、現行と改定後の差額は全て減額となっております。減額幅は6円から26円と微減となっております。東京都が条例改正し、補償基礎額の改定を行ったため、新宿区の補償基礎額を改定する必要があるためでございます。

なお、下の表に参考として記載してございますが、補償基礎額の算定は、東京都の職員の給料月額を基礎としていることから、給与改定に基づき、東京都の学校医における補償基礎額が変更となっております。

施行期日は、7月1日でございます。

補償基礎額が減額となっているケースは、7月1日以前までは従前の改正前の額を適用しますが、経過措置として増額となるケースは既に東京都で適用されていることから、区で不利益にならないように5月1日を適用日と附則で定め、5月1日以降、増額になった基礎額を適用いたします。

次に、第24号議案でございます。新宿区社会教育委員の辞職の承認及び委嘱についてでございます。

こちらは議案のほうをごらんいただきまして、議案の裏面をごらんください。

本件は、大橋直子、西戸山小学校長につきまして、本日、5月2日付で辞職を承認し、5月3日付で新たに八田瑞穂、津久戸小学校長に委嘱を行うものでございます。

任期は、前任者の残りの期間となりますので、27年12月5日となります。

なお、変更後の委員一覧も添付してございますので、ごらんいただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○白井委員長 説明が終わりました。

第22号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

移転先の住所変更というのが議案でございますが、何か御意見とかありますか。

○菊池委員 本題とは少しずれるかと思いますが、移転先が、今の場所から五、六分歩いて、太い道路を渡ったりすると思うのですが、通学路の整備、安全への御配慮は済んでいるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○教育調整課長 今後、通学路の関係で、学童擁護ですとか、危険な箇所ですとか、そういったものは従前から調整をしておりますので、実際行う場合には、その辺の対応を行った後、また少しその状況も見ながら、安全の確保にしっかり努めてまいりたいと思っております。

○菊池委員 わかりました。

○松尾委員 引っ越しが7月23日から25日の間に行われて、7月末日までに移転完了ということですが、これは夏休みの期間に入っているかと思いますが、学校によってはプールであるとか、あるいは算数教室のようなものであるとか、そういったものが実施されることがあるかと思いますが、日程が移転作業にかかりそうですけれども、そのあたりは何か御配慮いただいておりますでしょうか。

○学校運営課長 愛日小学校のプールの件でございますが、授業としてのプールは1学期で終了と当初から計画しておりますが、移転先にはプールはございませんので、今回の夏休みのプールの開放については、今回は実施できないということで考えております。プールの授業は1学期でカリキュラムを終了させるというところで学校と調整しております。

○白井委員長 夏季休業中のプールの御質問についてだと思っております。

○松尾委員 プールと、それから夏季休業中の算数教室みたいなものが、学校によって違いがあるかと思うのですが、もし行われているのであればということです。

○教育長 夏休みに算数教室に限らず、補講のようなかたちで児童・生徒を集めて事業を実施することがありますが、その7月の移転のときに、それにぶつからないように調整はとれているのですかということです。

○学校運営課長 失礼いたしました。

当然そういう支障がないように、この引っ越しの計画は学校と調整済みでございます。

○羽原委員 そういうことを聞いているのではなくて、支障がないのは当然ですが、補講授業的なものがどうなっているか、プールはどこかで代替できるのか、そういう具体的な説明をしてほしい。

○学校運営課長 夏季休業中のプールは、代替的などころは現況では難しいので、今年度は実施しないということで学校と調整済みでございます。

○羽原委員 つまり、希望者があればそういう代替措置ができていくかどうか。一夏、泳げないのはちょっとかわいそうだなという面も含めて、代替措置ができていくのか、できないなら、なぜできないかを。

○教育長 プールについていえば、市ヶ谷商業高校の校舎にはプールがありません。それから、すぐそばに中学校がありますが、中学校のプールはそのままでは深くて使えません。したがって、授業は1学期中に終わらせるということです。夏休みについては、未来創造財団のほうでやっているプール開放がありまして、その学校の子どもでなくてはいけないということではないですから、そこへ行くことは自由にできるということです。ですから、学校の授業は1学期中に終わっているのだから、教育課程上の問題はそこでクリアされている。夏休みに泳げるところはないのかといったら、繰り返しですけども、残念ながら市ヶ谷商業にプールはなく、中学校のプールでは深いので、近隣の小学校のプールの一般開放のときに泳ぐことができる、そういう話でございます。

○羽原委員 それをぜひ子どもたちや保護者にアピールして欲しい。その親切さを求めたい。

○学校運営課長 そういうことも含めまして、丁寧に保護者、児童に周知、説明してまいりますと考えています。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

[発言する者なし]

○白井委員長 ほかになれば、一応討論、質疑を終了します。

第22号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第22号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第23号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○菊池委員 公務災害補償とは、どういうものを想定し、何ゆえにこのぐらいの金額なのかということ。例えば重大、命にかかわるようなもので、補償でこの額なのかとか、ちょっとしたことなのにこんなにいただけるのかとか、公務災害補償とはどういうものを想定しているのかというのを伺いたい。

○学校運営課長 条例上では、学校医の負傷、疾病、障害となっております。ただ、学校医の通常の学校での勤務からしますと、重篤に至るといえるのは具体的な例としては考えにくいので

すが、そうは申しましても、学校で、児童・生徒の健康管理、安全に努めていただく立場で、もしも何かそういう重篤な、また、重篤に限らず負傷、疾病、障害等があった場合に、万全を期してこういう制度ができているということで、何か学校医特有のものを特に今考えているわけではございませんが、万全を期してというところの御理解でお願いしたいと思います。

○菊池委員 とてもありがたいと思って伺っているのですが、例えば会社なんかの場合には通勤の途中は労災になるとか、そういう部分でいうと、例えば学校医や歯科医師が通勤の途中に事故を起こしたり、そういうのも含まれるというようなニュアンスでしょうか。

○学校運営課長 今、菊池委員おっしゃられたようなものも補償の範囲に入っております。

先ほどのどれぐらいかという話ですけれども、この基礎額に、例えば障害補償のところでは、障害等級の1級では313倍、障害補償一時金は8級では503倍を乗じた額といった一応の決めがございます。

○白井委員長 よろしいですか。

ほかにありますでしょうか。

[発言する者なし]

○白井委員長 それでは、第23号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第23号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第24号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

ございませんか。

[発言する者なし]

○白井委員長 御意見、御質問がなさそうですので、討論及び質疑を終了いたします。

第24号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第24号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告1 平成27年度使用教科用図書審議委員会委員・教科用図書調査委員会委員について（教育指導課）

◆ 報告2 特別支援教育課題検討委員会 平成25年度のまとめと平成26年度の取組みの重点について（教育支援課）

◆ 報告3 「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について（中央図書館）

◆ 報告4 学校給食における異物混入について（学校運営課）

◆ 報告5 その他

○白井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

○教育長 報告第1の平成27年度使用教科用図書審議委員会委員・教科用図書調査委員会委員については、教科用図書を調査、審議する審議委員会等の委員に関する案件でありまして、委員が外部からの干渉や圧力を受け、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがありますので、恐縮でございますけれども、非公開による報告をお願いしたいと思います。

○白井委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

「報告1 平成27年度使用教科用図書審議委員会委員・教科用図書調査委員会委員について」を、非公開により報告を受けることに異議はございませんか。

〔異議なしの発言〕

○白井委員長 それでは、非公開により報告1の説明を受け、質疑を行い、その後、公開により報告2から報告4について一括して報告を受け、質疑を行います。

傍聴人の方は、恐れ入りますが、議場より一時退席をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

午後 2時21分非公開

〔傍聴人着席〕

○白井委員長 それでは、事務局から報告2及び報告3の説明をお願いいたします。

○教育支援課長 それでは、報告2になります。特別支援教育課題検討委員会、平成25年度のまとめと平成26年度の取組みの重点ということで、御報告をさせていただきます。

お手元の資料をごらんください。

まず、こちらの課題検討委員会は、平成24年度からさせていただきました。25年度につきましては、第1部会と第2部会に分けてそれぞれ検討させていただいたものでございます。

まず、第1部会の課題の1でございますが、こちらがとりわけ大きな課題として、昨年度、検討させていただきました。特別支援教室構想の実現に向けた特別支援学級の設置及び支援体制の整備ということでございます。こちらにつきましては、昨年度の検討の中で、平成27年度に新たな通級指導学級を2つ設けるといったような方向性を出させていただいて、現在

その準備に取りかかっているという段階でございます。

それから、その下の赤枠の囲みのところでございますが、個別指導、小集団の指導のあり方、それから特別支援教室の利用について、あるいは特別支援教室の設備について検討しているところでございますけれども、26年度につきましても継続して、さらに検討を深めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、課題2でございます。就学相談の充実に関することにつきましては、(1)でございますが、25年度の就学支援委員会実施の状況の検証について行いました。まず、就学支援委員会につきましては、メンバーの固定化が一番大きなところでございました。それから、委員長に学識経験者の1人の先生をお招きいたしまして、一貫した審議をしていただいたという部分がございます。それから、昨年度の25年度の新入学生から始めました就学支援シートの検討、アンケートの結果を踏まえて、今年度に向けてどうしていくかという部分も検討させていただきました。

それから、(2)の通級指導学級での指導終了に向けた取組みについてでございますが、1年ごとに当然見直しを図っていくと、個々の児童・生徒の状況に応じて、それについて対応していくというような部分を検討してございます。

それから、右側にいきますと、第2部会でございますけれども、まず課題1といたしまして、学校への人的支援体制の整備に関することといたしたところでございます。

まず、(1)でございますけれども、こちらは左側の特別支援教室構想の導入に向けた部分のところと重なってくるところでございますけれども、現在、配置しております特別支援教育推進員の位置づけを、今後どうしていくのかといったような部分も検討し、今後その体制に合わせた使い方についても、今後、検討を深めてまいりたいと考えてございます。

それから、(2)の特別支援学級介助員の安定的な配置について検討させていただきましたけれども、業務委託化ですとか非常勤化についても検討を深めたところでございますが、従来の配置方法を継続していくといったことで、一定の結論を出させていただいております。

それから、課題の2でございますけれども、一貫性のある支援体制の整備に関することといたした部分でございます。先ほど若干申し上げましたが、就学支援シートの活用状況等々も、今年度も昨年度に比べまして、昨年度よりも早めていく、あるいはそちらのアンケートも、今年度も実施していくことにより、より効果的に進めていくといった部分を出してございます。

それから、(2)の個別の教育支援計画ですが、こちらは近く東京都のほうから新たな様

式が示されるといったような動きもございますので、そちらを参考にしながら、今後、検討を深めてまいりたいと考えてございます。

それから、(3)の幼稚園への専門家による支援チームの巡回相談の拡充といったようなことで、従来は、小学校に行った際に回ってくるといったような部分でございましたけれども、26年度からあらかじめきちんと枠を設けて、そちらについても支援体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

次に、課題3、情緒障害等通級指導学級の適切な教育課程に関することです。こちらは障害の状態に応じた適切な指導及び必要な支援という部分で、もう一回、本来のあるべき姿に立ち返って検討させていただくものでございます。それに応じまして、今後は在籍学級における体験活動の充実を図っていくというような方向を出させていただいてございます。

次に、課題4、児童・生徒及び保護者、区民の方々の理解の推進に関するところでございます。まず、多くの区民の方々に特別支援の内容を知っていただきたい、あるいは教員、保護者についても、こういった部分の教育について理解を深めていただくような形で検討してまいりました。教員向けには、「研修セット」をこちらのほうで作りまして、完成次第、各学校に配布をさせていただき、今後の研修に生かしていただくように現在進めてございます。

それから、一番下の平成26年度の重点でございすけれども、大きく分けまして4項目でございます。昨年度までは課題を2部会制にしておりましたが、先ほど申しましたように項目が若干かぶるということもございすので、新たに4つの項目とさせていただき、部会のほうは1つの部会という形で検討させていただきたいというふうに考えてございます。

まず、重点1でございす。こちらが一番大きなところでございすが、特別支援教室を中心とした発達障害の児童・生徒への支援強化といった部分を検討してまいります。

次に、重点2でございすが、こちらは個に応じた指導の一層の充実と交流及び共同学習の推進ということでございす。個別指導計画の様式の統一については粛々と進めてまいりますが、その下の交流及び共同学習の研究といった部分も、従来、新宿区のほうでは余り活発でないといった状況もございすので、そちらについてより効果的で効率的なやり方についても検討してまいりたいと考えてございす。

次に、重点3でございすが、一貫性のある指導の展開と学校間の連携の推進です。こちらは就学支援シートを利用した一貫した支援体制の実現でありますとか、特別支援学校のセンター的機能、養護学校の活用についても、今後、検討を深めてまいりたいというふうに考えてございす。

最後に、重点4でございますが、教職員の専門性の向上と児童・生徒及び保護者・区民の理解の推進です。こちらは「授業のユニバーサルデザイン」による教職員の専門性向上ということで、ユニバーサルデザインの教育課題研究校として、東戸山小学校と西早稲田中学校におきまして検討を深めているものでございます。それから、インクルーシブ教育システムなど、特別支援教育に関する動向について、さらに保護者・区民の方々への周知を図ってまいります。来年度、新しく通級をつくるということもございますので、積極的な周知に今後努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○中央図書館長 それでは、報告3「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況の御報告でございます。

子ども読書活動推進計画につきましては、現在、第三次の計画を推進してございます。この計画期間が平成24年度から平成27年度までとなっており、数値目標は5つの指標を定めてございます。今回、26年1月末の時点での数値を御報告するものでございます。

まず、指標の1番でございます。区立図書館は中央図書館とこども図書館、地域図書館を含めて全10館ございますが、図書館での中学生以下の利用人数の増加で、27年度の目標値は、小学生以下、中学生、合計で11万6,000人でございます。26年の1月末で、延べ利用人数が11万1,185人と、昨年度に比較して増加をしており、目標値は達成できておりませんが、近づいているという状況でございます。

次に、指標の2番が区立図書館における団体貸出冊数の増加です。公立及び私立の保育園・幼稚園・子ども園・児童館あるいは小・中学校に団体貸し出しをさせていただいておりますが、そこでの延べ冊数ということで、27年度の目標が5万冊ということでございます。現状は4万9,781冊です。昨年と比較しますと、昨年度が4万6,409冊で、これも目標の5万冊にはまだ届いておりませんが、かなり目標値に近づくことができでございます。

それから、次の指標の3番と、次の裏にまいりまして4番と5番ですが、これは区立小・中学校の児童・生徒を対象にアンケート調査を行った結果でございます。

まず、3番の区立小・中学校児童・生徒の不読者率は、1カ月間に本を1冊も読んでいない、この割合が少なければ少ないほど、読書に親しんでいるということを表わします。目標値としましては、小学生が5%以下、中学生が20%以下で、25年度、学校図書館におきましても、学校図書館支援員を配置するなど、精力的な取り組みを行ってまいりました。小学生につきましては不読者率が6.4%、中学生につきましては不読者率が12.8%で、特に中学生

につきまして、昨年が19.1%でございますので、12.8%は、20%以下は達成してございまして、昨年度よりも不読者率が減少しているということでございます。

それから、次のページの4番目でございます。学校図書館の利用ということで、1カ月間に学校図書館で本を読んだり借りたりした児童・生徒の割合です。目標値は小学生85%、中学生40%で、かなり高い目標値になってございます。26年1月末で小学生が67.8%、中学生につきましては29.1%ということで、昨年に比較しますと増加をしているという状況でございますが、目標値には到達をしていないという状況でございます。

最後の5番は読書が好きな児童・生徒で、これもアンケート調査でございます。目標値が小学生95%、中学生85%、これに対しまして小学生につきましては85.3%、それから中学生が74.8%で、昨年度に比較しまして増加をしているという状況でございます。

子ども読書活動推進計画では、全庁的に59事業を事業化してございまして、また来年度が計画の最終年度になりますので、目標達成に向けて引き続き取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

○白井委員長 では、次に報告4の説明をお願いいたします。

○学校運営課長 それでは、報告4の学校給食における異物混入について御報告申し上げます。

資料にございますように、新宿区立小学校の学校給食において異物混入事故が発生いたしました。

事故概要ですが、発生日時は4月22日、昼食時でございます。発生場所、発見場所は、富久小学校の3年1組、2年1組です。

この事故の概要でございますけれども、給食でカレーライスを食べているときに、1センチから3センチ程度の小さな鶏肉の軟骨のようなものが、3名の児童の給食に入っているのが見つかりました。連絡を受けた学校栄養職員、調理員が調べたところ、調理で使用したスパテラ、しゃもじの形をした大きい給食調理の道具でございますが、こちらの破片であることが判明いたしました。

この経緯でございますが、調理員が回転釜でカレールーを作成中に、3月末に購入したばかりの樹脂製のスパテラが熱によって変形していることに気づき、即座に異物がカレールーに混入していないか確認したものでございますけれども、その場で異物が発見されなかったため、次の工程でございますカレー鍋に加えて完成させて、給食を児童に提供してしまったというところでございます。その後、給食中に3名の児童のカレーから、調理で使用したスパテラの破片が見つかったというものでございます。幸いなことに、この破片についてはの

み込んでおられません。

原因としましては、スパテラ、これはしゃもじの形の大きな給食調理でございますが、この製品は調理時の耐熱温度が130度までとなっておりますが、このカレールーはこれを超える温度となり、その際に変形して剥離したものであるというふうに考えられております。

次に、健康への影響でございますけれども、この樹脂製のスパテラが熱により変形したのは、表面のナイロンを主成分とする合成樹脂の部分でございます。このスパテラのメーカーに確認したところ、このナイロンは動物実験等により胃腸で消化吸収されることなく、また食品衛生法の適合素材ということでございまして、仮に体内に入ったとしても、胃腸に吸収されるものではなく、健康には特に問題ないというふうに、メーカー及びプラスチック工業連盟から聞いております。

次に、対応といたしまして、当該小学校の調理事業者に対して、即座に再発防止を求めており、また改善を求めております。他の学校に対しても、カレールーやデミグラスソース等の高温調理の際に、同様の製品の使用禁止、あわせて当然高温調理時に使う場合には熱に強いステンレス製の使用を通知し、今後こういうことがないように注意してあります。あわせて、調理委託事業者に対しても同じような通知をしております。

また、当該小学校の保護者に対しましては、翌々日ですけれども、23日付で異物混入のこと、健康上問題がない旨のお知らせを配布している次第でございます。

学校給食は、児童・生徒に対して安全な給食を提供するという私ども区の立場からすると、本当に今回の事件は遺憾なことと思ひますし、責任を感じております。本当にまことに申しわけございませんでした。

○白井委員長 報告事項について説明が終わりました。

報告2について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○今野委員 26年度の重点の4で、授業のユニバーサルデザインというのは、具体的にはどういう内容として理解すればいいのか、教えてください。

○統括指導主事 ユニバーサルデザインというのは、ごく一般的なことというふうになっているかと思いますが、誰にとっても使いやすいということで、それを授業場面で、誰にとってもわかりやすいといえますか、取り組みやすい形のものとして捉えていただければというふうに思います。具体的には、教材の提示の仕方ですとか、質問の仕方、それから授業展開等について、誰にとってもわかりやすいものとお考えいただければと思います。より広いところで言うと、学習環境、教室環境等をそういった面から整えていくということも、このユ

ニバーサルデザインには含まれてくるものと思います。

○松尾委員 言葉遣いの問題かも知れませんが、この「専門性の向上」という言葉がちょっとわかりづらいと思います。特別支援教育に関する専門性というと、通常、専門、専門性といいますが、ある部分に特化した能力のことを専門的な力と、こういうふうに言うと思うので、ですから専門性が向上してしまうと、その専門的でない部分、それ以外の部分については逆にその力が向上しなくてもよいかのような、そういう印象ありますね。だから、「専門的能力の向上」と言うならいいですけども、専門性が上がると言うと、専門以外のものは逆にむしろその狭い部分だけに集中するかのようなニュアンスがあるかと思うのですが、これは決してそういう意味ではないと思いますが、そのあたり御説明いただければと思います。

○統括指導主事 「専門性の向上」についてですけども、松尾委員が御指摘のとおり、ここでの専門性というのは、特別支援教育にある程度限定されたものの専門性というふうに捉えていただければいいかと思います。その専門性の中身としては、障害の特性についての理解ですとか、その障害への対応の仕方等に通じていくというふうにお考えいただければと思います。

その専門性が高まればそれでいいのかということですけども、これはそういうことではなく、専門性を高めつつ、教員としての資質としては全体的に向上していくというところを含んだ表現というふうに捉えていただければと思います。この「専門性の向上」というのは、一つのキーワードみたいになっているところがありますので、そういった意味も含めて御理解いただきたいと思います。

○松尾委員 一般的に、こういう言い方で呼ばれているという理解でよろしいですか。

○統括指導主事 そうです。

○松尾委員 わかりました。

○羽原委員 特にこの資料についてではなく、幾つかの学校の特別支援の授業を見せてもらって、かなり先生にレベルの差があるなと思います。熟練度というか、経験度というか、若い先生と年配の先生の格差は当然あると思いますが、それで僕の感じてきたのは、経験交流の場というのか、つまりこういうときはこういう対応がよかったとか、この対応はよくなかったとか、あるいはほかの学校の先生が、熟練度の高い先生が見て、これはこうしたほうがいいのかというのか、交流というのか、これをぜひ強化していただきたい。拠点校ができて、そういうところを含めて、これから改善されると思うのですが、この落差が大きいというのは、

子どもにとってもろにプラスと、マイナスはないにしても、プラスの成果の開きが出てきかねないので、ぜひそういう点を内容的に強化していただければ。要望であります。

○**統括指導主事** 羽原委員の御指摘のとおり、実際に教員の力量の差というのは、あるのが現実だと思います。それで、それぞれの学級ごとでベテランの先生の指導の仕方を見て若手が学ぶという、OJTということは各学校、取り組んでいるところですし、校外でも新教研、それから新中教研というような研究会の組織の中で特別支援教育の部会がありますので、そういったところへ教員が参加して、若手の教員が学んでいく機会があります。それらの機会を十分生かしながら、全体的な質の向上を図っていきたいと考えています。

○**羽原委員** 体制や仕組みではなくて、実態として単学級の学校がふえているから、学校の中で指導し合うとか経験交流するというのが非常に難しくなる。とすれば、拠点校を中心にしたグルーピングされたところでの交流といった仕組みが必要では。つまり、経験の浅い若い先生でも、いろいろ注入することによって刺激を受けて伸びるわけです。その刺激を与える場があるかどうかという、それを「経験交流」という言葉を使ったのですが、仕組みではないんですよ。実際にそういう場をつくって、どういうフランクな会話が持てるか。それがないと、普通の学級でも授業の仕方というのは、若い先生と熟練度の高い先生では違うけれども、それ以上に支援の必要な子どもたちにとっては、普通の子どもとは違うアプローチの仕方をしなければいけない。成績のいい先生がそういうことが全部わかるわけではなくて、苦労した先生の中にそういう気づきというものが出てくる。そういうささいな気の使い方というものを、指摘したり、先輩の話を聞いたりする。専門的な先生は1校に何人もいるわけではないので、そういう実態的な面の強化をお願いしたい。

○**教育指導課長** 羽原委員、御指摘のとおり、教えるという仕事は、知識だけではなくて、多様な経験を持つておくことが必要です。とりわけ、どんな引き出しがあるかによって、熟達者はいろんな教え方を子どもたちに行うことができます。それを伝えることができるのは、官製の研修だけではなくて、日常的な先輩から後輩への口伝えの部分が少なからずあります。

では、学校でどんなふうに行われているかということ、多くの場合、特別支援学級では、少人数の単位のお子さんに対して複数の教員がかかわっています。その場面の中で、こういうやり方もあるよということモデルを示したり、あるいは終わった後に、こんなやり方もあったのではないかというような助言をしたり、こういうことは日常的に行われています。ただ、それが活性化されているかどうかということ、まだ一部、活性化されていない部分もありますので、こういう部分については私どものほうから、改めて学校に積極的に働きかけるよ

うにさせていきたいと考えています。

○白井委員長 ほかに報告2について御意見は。

○今野委員 国の調査などでも、普通学級で発達障害の傾向のある子どもの数がふえているというのが随分出ておりまして、普通学級、普通学校でもそういう対応が求められているということだと思います。その場合、特に管理職の理解や意識ということが非常に大事だと言われていると思いますが、管理職に対する研修や意識啓発の取り組みは今どうでしょうか。

○統括指導主事 今野委員、御指摘のとおり、まず管理職の意識を変えてもらうというか、管理職の意識が特別支援教育の推進に大きくかかわってくるというふうに考えております。

それで、管理職に向けての研修等は、管理職、校長研修、それから副校長研修等ございますので、そちらのほうと連携を図りながら、特別支援教育の内容も盛り込んで進めていきたいと考えております。

それから、この課題の4の理解の推進に関することという中の研修セットというのを学校向けに作成していくのですが、これを使って学校が保護者、地域に説明をしていくというようなことを行っていきます。学校が自分たちの言葉で地域や区民の方に発信をしていくということで、より意識を高める、そういった素材としてこの研修セットをつくりながら、活用していただくということを考えていますので、そういったところで管理職の資質等は伸ばしていきたいというふうに考えております。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問はありますか。

○松尾委員 重点2には、個に応じた指導の一層の充実という部分がありまして、重点4には「授業のユニバーサルデザイン」による教職員の専門性向上というのがあります。これは表面的に見ると、どちらかというかと相反するような印象を受けますが、その個に応じたというのは、子ども一人一人、違いがあるから、それに応じた適切な教育を指導していこうということで、一方、授業のユニバーサルデザインというのは、先ほどの御説明であれば、誰にとってもわかりやすい授業を目指そうということで、その2つは別個のことですから同時に論ずるのはやりづらいかもわかりませんが、つまりいろいろな事柄がお互いに関連していますので、それを総合的に見て、よい施策にしていく必要があるかと思えますけれども、そのあたりどういう取り組みをしていきたいのか、お話を伺いたいのですが。

○統括指導主事 今、御指摘ありました重点2と重点4、個別の指導計画、それからユニバーサルデザイン、このあたりの関連ということですが、確かに個別指導計画という個、ユニバーサルデザインという全体というようなイメージを持たれるというふうに思うので

すが、あくまでユニバーサルデザインというところも、全体というところではなくて、障害があってもなくてもというようなところの広い意味でのわかりやすさというところを捉えていますので、根底のところではつながるものと考えています。

それで、方向性というのは、まだまだこれから探っていく部分はあるのですが、私がある先生から聞いたところによると、LDという言葉、発達障害の1つとしてLDというものが、今は社会的にも認識されているわけですが、これまではLDはラーニング・ディスアビリティの略として捉えて一般化してきているわけですが、最近、アメリカのほうでは、ラーニング・ディスアビリティではなくて、ラーニング・ディファレンスだということが言われて、そういった研究も数多くされているということです。それぞれいろいろ異なる学びを子どもたちがしているという捉え方をして、ディスアビリティ、できないということではなく、その子に合った学びというものはどういうものなのかという、そういう考え方をしていくということをおある研修会で聞きました。それに通じるのかどうかはこれからですが、ユニバーサルデザインというのも、そういった捉え方で、それぞれの子に合ったふさわしい学びというものを考えていく、そういう研究になっていくといいというふうに考えております。

○白井委員長 よろしいでしょうか。

○松尾委員 はい。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。いいですか。

[発言する者なし]

○白井委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、報告2の質疑を終了します。

次に、報告3について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○今野委員 計画に向かって努力をされていて、ものによってはもう少しというところで、ぜひ頑張ってくださいと思います。それにつけて、すこし外れるかもしれませんが、例えば図書館の子どもの利用人数を増加させるということで、図書館に来て本を読む子どもがメインのターゲットだと思いますけれども、いろいろな講座やワークショップなどの、いろいろな読書にかかわる活動を多様に展開することで、たくさんの子どもが来て、そしてまたそれが読書につながるということになっていくといいのではないかという意味で、既にされているかもしれませんが、図書館で多様な活動を主催されたり、あるいは民間でいろいろやられている人たちを呼んでくるというようなことも多様に行ってはどうかと思いました。

それで、以前たまたま大学でシンポジウムをしたときに、伊那市の市立図書館の平賀さんという館長さんをお呼びしたのですが、分館のようなところが幾つかあって、そこでは子ど

ものたまり場になっていて、学校帰りにみんなで宿題をするようなやり方をしている。それから図書館の授業では図書館探検プログラムといって、本を探す宝探しのゲームであったり、図書館の裏側ツアーであったり。それから夏休みには、近くで縄文土器がとれるそうですが、そういうものを展示したり、さわったり、出土したところにみんなで行って土器をつくったり、つくったものを図書館に展示する、建築士を呼んで来て何かするとか、さまざまな子どもの活動の機会にしているようです。

ただ本を読むというのではなくて、さまざまな知的活動の拠点にする。子どもの居場所をつくりながら、市民協働の場でいろんな活動をしているというようなことを言われていて、従来の図書館の枠を超えるような働きでおもしろいなと思ったのですが、たまたま何か見ていたら、そこがライブラリー・オブ・ザ・イヤー大賞を去年受賞したと出ていました。主な受賞の内容は、アイパッドのアプリをつくって、その土地の昔の地図などを写しながら、散策しながら昔のことがわかるとか、デジタルアーカイブズをつくるとかということの評価されたようですけれども、コンセプトとして、読むだけではなく、多様な知的な活動の拠点にするということで、これを図書館でやるのかなというようなこともたくさんやっている。どこでもできるものでもないと思いますが、そ御参考になるところはさせていただいて、多様な図書館の活動を進めていただく参考にさせていただければと思います。

○中央図書館長 大変貴重な御意見、ありがとうございます。新宿区の区立図書館でも、単に本を貸し出すとか閲覧するとか、本を読むということだけにとらわれることなく、例えばビブリオバトルですとか、あるいは四谷図書館の例ですけれども、昨年度、伊那市の市立図書館がライブラリー・オブ・ザ・イヤーを受賞しましたけれども、そこで使っているアプリを、四谷は内藤新宿ということで高遠町と友好都市提携を結んでいますので、四谷図書館でもこれを使った活動などを、地域の方々を中心にやっています。

また、ビブリオバトルや、図書館を使った調べる学習など、文化・集会活動という言い方をしていますが、文化・集会活動は児童サービスの中でも大変重要なサービス分野と考えていますので、枠に余り制約されることなく、映画会や演劇に触れる機会など、子どもたちの知的好奇心を満足させる、刺激していく、そうして知ることの喜びを味わえる場所として、いろいろな取り組みをやっていきたいというふうに思っております。

○羽原委員 4番について、これは指導課長にお願いしたいのですが、学校図書館は町なかの図書館よりははるかに使い勝手がいいはずにもかかわらず、中学生の割合が非常に低いですね。三、四人に1人という。これは司書もいるわけで、もう少しアピールや工夫をしていた

だきたい。つまり中学生は特に思春期に入って多様な本を読む、そういう機会を持つべきだけれども、子どもにそういう意欲が出ないのは、やはり学校側の誘導装置を工夫しなければいけないのではないかなど。これは国語の先生だけではなくて、理科とかそういう他の教科も含めて、各学校でもう少し本を活用しようとか、あるいは関心と呼び覚まそうとか、あるいは何が必要な本で、それをそろえろとか、いろいろ具体的な工夫をもう少ししないと、これは数字としてはひどいのではないかなど感じました。

○**教育指導課長** 今、羽原委員から大変厳しい御指摘、学校図書館の中学生の利用率が大変低いのではないかという御指摘をいただきました。確かに図書館に今ある本が、大人が読ませたい本で、子どもが読みたい本と少しずれがあるという部分もあろうかと思えます。このように選書をどうするかというのが、まず1つ目のポイントだと思います。大人が読ませたい本ばかりではなく、子どもが手にとって読みたくなる本をまず配架する。ただ、それだけでは偏ってしまいますので、どうしても大人が読んでほしい本も、どんなバランスで配架するかというのは、まさに司書の腕の振るいどころだと思っております。

さらに、選書と同時に図書館の環境というのも大きな要因だと思います。それぞれの学校で、図書委員会はもちろんですけれども、保護者のボランティアなども、今、積極的に活動しております。そういう活動を支えながら、できるだけ子どもたちが図書館に足を運び、本を手にとれるような環境づくり、これは国語科の教員だけではなくて、学校の教員総がかりで取り組まなければいけない課題かと思っておりますので、今後進めていきたいと考えております。

ありがとうございました。

○**教育長** 読書が好きで中学生は結構いるのに、学校図書館を使っている量は少ない。だから、ぜひとも校長先生たちは、図書館に行って、どんな本があつて、どんなふうに並んでいてというのも関心を持って見てくださいと、中学校の校長の会合でお話をしました。少し前の学校訪問のときに、羽原委員からも本のアンバランスといいますか、これはどうなのかというようなことも言われていますので、そういうことも含めて十分考えていきたいと思えます。

○**教育支援課長** 学校図書館支援員を25年度から入れさせていただきましたが、まだいろいろと御指摘いただいております。アンケート調査を別にとっていますが、やはり中学生についてはかなり利用率が低いということで、教育長からも指摘がありました。内外からご指摘がありますので、こちらのほうでもしっかりと連携しながら、きちんと効果が出るように頑張りたいと考えてございます。

○**白井委員長** ほかに御意見、御質問ありますか。

では、私から3点ほど聞かせていただきます。3の不読者率の減少、これはすごく成果が出ていて、前年度からはもちろんのこと、2年前からすると10%以上まずふえていると。まず成果が出た要因等があれば、推測されるものでいいのでお聞かせ願いたい。

2点目が、5の読書が好きな児童・生徒の割合を見ると、ことしは前年度より1%上がって、2年前からすると3%、逆に下がっている、これはどう分析しているのでしょうか。

3点目が、そういう意味では、3と5の結果から見ると、この表だけで見ると、不読者率のところでは読んでいる方が多くなっているけれども、読書が好きというふうに答えた人が少なくなっているというのが、少し気にかかりますので、その辺をどのように考えて、分析なさっているのかをお聞きします。

○教育支援課長 まず1点目の不読者率の減少については、特にこれについては中学生のほうで顕著という部分があるんですが、中学校の場合には全校で朝読書というのを恒常的にやっ
てございまして、その成果も若干ずつは出ているのかなという部分が分析としてございます。

それに比して、5番の読書が好きな児童・生徒の割合の増加が少ないのではないかと
いったところがございます。こちらについては、詳細な分析というのはなかなかできないの
ですが、考えられるのは、どうしても時期のずれでありますとか、そのときの個々の児童によ
って大分違ってきてしまうのかなという部分もございます。

ただ、そうはいつでも5番につきましては、まだまだ目標値に遠い部分がございますので、
読書が好きな児童・生徒をどうやってふやしていくか、読書は楽しいものだというような意
識をどのように植えつけていくのか、例えば読書によって得るものを発見するだとか、想像
力が高まるだとか、あとはきっかけとしておもしろい本をどうやって提供していくのかとい
ったような部分も、これからの方策の中としては考えていかなければならない視点だとい
うふうに考えてございます。

○白井委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ありますか。

[発言する者なし]

○白井委員長 では、御意見、御質問なければ、報告3の質疑を終了します。

次に、報告4について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○松尾委員 幾つか申し上げたいことがあります。まず1つは、問題のあったスパテラと呼ば
れるものの熱により変形した部分というのが、このナイロンを主成分とする合成樹脂とあ
って、主成分のナイロンについては安全であるということで、問題はないということござい

ましたけれども、こういう、もしかしたら毒かもしれないというものについては、その主成分だけではなくて、微量の添加物についても、もしかしたら害があるかもしれない、そういう可能性は十分に考えられると思いますが、これは食品衛生法適合素材であるから大丈夫であるという部分もありまして、もしその部分で主成分のみならず添加物についても安全であるということが確認されているというのであればわかりますが、説明として、その主成分のナイロンが安全だから安全であるという説明は納得しがたいのですが、いかがでしょうか。

○**学校運営課長** メーカーのほうにも確認している中では、この表面素材は確かにナイロンを主成分とする合成樹脂ということですが、これはほかの細かな材料の情報は今ありませんけれども、メーカーからは、この材料については食品衛生法に適合しているというふう聞いております。また、私どももそのところ、科学的な知見も必要でございますので、また、松尾委員おっしゃられた、少し心配、不安な部分があるかと思いますが、そこもきちんとした聞き取りをしたいと思っておりますけれども、今の段階ではメーカーからは、この表面素材は大丈夫だということを聞いております。ただ、試験報告書というのがメーカーにございまして、主成分、主原料という書き方をしておりますので、また細部をきちんとメーカーに確認していきたいと思っております。

○**松尾委員** 私が申し上げているのは、細かいから大丈夫であるということはないだろうということですので、この安全性について論ずる際には、その論ずる根拠として、全ての成分、微量なものを含めて全ての成分について言及しなければ説明にならないだろうということですので、そのあたりきちんとしていただくようお願いしたいと思います。

○**学校運営課長** またメーカーを呼び寄せる予定でございますので、そこもしっかりとしたものを検証していきたいと思っております。メーカーの聞き取り等ではこの現状でございますが、しっかりと安全性の心配がないようにしていきたいと思っております。

○**教育長** 今、手元に化学物質評価研究機構が出した試験報告書がありますから、主要の部分をコピーして事務局より御提出いたします。

○**松尾委員** 引き続き、経緯の部分ですが、調理員が回転釜でカレーを作成中に、購入したばかりの樹脂製のスパテラが熱によって変形していることに気づき、その後、異物が混入していないかどうか確認したということですが、熱によって変形している場合には、異物が混入してなくても、何か成分が溶け出しているおそれがあるのではないかと思うわけですが、そのままカレー鍋に加えて完成させて、給食を児童に提供したという対応は、これで果たしてよかったのだろうかという疑問に感じます。

結果的に、何事もなく本当によかったと思いますが、その対応がよかったかどうかということと、それからこのとき仮に、異物が中に混入していることが発見された場合には、どういふ対応をとることができるのか。その場合には、もしかしたらせっかくつくったカレーを廃棄する可能性もあるわけですね。廃棄してしまった場合には、子どもたちは給食を食べられなくなってしまうかもしれないと思うのですが、まずあってはならないし、ないことだと思いますけれども、仮にそういうことが起きてしまった場合にはどのような対応ができるのかということについてお伺いします。

○**学校運営課長** まず1点目、この対応がよかったのかというところでございます。これにつきましては、聞き取りしているところでは、へらが熱によって変形し、めくれて縮まってしまっただけだというふうに思い込んでいたということがございまして、そこは認識の甘さがあったところです。ですから決して対応がよかったとは言っていないし、人の口に供するものですから、やはりほかの可能性も探った中で、当然ながらこれは提供しないということが最善の選択肢だったのではなかろうかと思っております。

それと、そういった場合どうするかという点は、全くないわけではございませんので、もし仮に、ルーを廃棄して別のものということになるとすれば、その場にある食材で何かできるような代替食を提供するということになるかと考えております。

○**松尾委員** その場にあったもので代替食とするということで、もちろんそれしか対応のしようはないのかもわかりませんが、そういう場合に備えた何か、例えば食品、食材を購入する際に、少し多目にしているとか、あるいは何らかの可能性を考慮に入れた対応と申しますか、非日常的な業務体制というのがありますか。

○**学校運営課長** 衛生管理の面もございまして、基本的には一日一日で使い切るのが原則でございますので、あってはならないことですが、何か予備的に無理にしつらえるというのは、なかなか本来の形としては難しいのかなというのはございます。ただ、そうはいっても、保存できるものとか、衛生面でしっかり管理できるようなものが代替食として何か提供できるのであれば提供していくというところでございます。メニューはいろいろあり、そのときの食材が何かというのは、当日にならないとなかなかわかりませんので、できる限り何かできるものであればということでの対応となります。

○**松尾委員** そうすると、この場合、恐らく子どもたちはカレーを楽しみにしていたと思いますが、もしこれでカレーを諦めたとしますと、そうするとカレーのない御飯か、うどんかもわかりませんが、それ以外の若干の食品と、例えば牛乳、そんな感じになったであろうとい

うことですね。

○**学校運営課長** こういうケースであれば、異物がそこに見つかるが、なかろうが、そういう危険性を察知しながら、ルーは当然廃棄して、残りのカレーの具材はございますので、それで短時間で何ができるかというところで提供していく、もしこういう場合であれば、危機管理的に対応していくのが本来の姿ではないかと考えています。

○**白井委員長** では、今、試験報告書が手元に配られたようですので、先ほどの質問に対するお答えになると思うのですが、どなたか解説、報告していただければと思います。

○**教育長** この一個一個の項目の詳細はわかりませんが、少なくとも結果として全て適合しているというのですが、大丈夫だから何でも良いというようなことではなくて、少なくとも見つかったときにどうするのか、もしかしたら楽しみにしているカレーが子どもたちに提供できないかもしれないけれども、やはり最も安全な方向で対応すべきだということです。このことについては当該調理業者だけではなくて、全校に通知をし、ステンレスのものを使って調理をするということも言っていますが、ステンレスも回転釜で扱っていると摩耗したり割れたりすることがあるので、必ず調理の前と調理の後とで、そのステンレスを確認して、欠損とかそういうことがないようにする。ステンレスを使ったから大丈夫と思われてもそれは違うので、その部分については十分注意するよということ、各学校、各業者等に指示をしているというところがございます。

○**学校運営課長** この試験報告書の項目の、鉛だとか重金属といったものが原料に使われているという意味ではございませんで、試験方法として、こういうものがあってはならないという形でやっているということでございます。それで食品衛生法におけるナイロン主成分等と合成樹脂、お弁当のケースやしゃもじ等もそうでございますけれども、そういうものは全てこういう検査のもとに出荷できるということでございます。

○**菊池委員** 試験方法として、溶出試験が95度で30分とされていますが、このスパテラは耐熱温度が130度までというふうに書いてありますね。恐らく130度以上の熱が加わって、ここに出てくるものとは違う値のものが溶出された可能性があるということはあると思うので、これで大丈夫だったというのはちょっと危険がある。

それからもう一つ、化学物質というのは、ナイロンは吸収されないかもしれないけれども、コーティングとかのいろいろな材質、石油関連物質、これは化学物質過敏症のお子様ももし食べれば、非常に重篤な症状が出る可能性があります。ですので、医学的に言わせていただくと、この説明は不十分ではというところがあります。それで、やはり非常に熱を加える可

性能があるものに対して、ナイロンが主体の物質を選ぶのは問題があると感じました。

○白井委員長 ほかに御意見は。

○羽原委員 対応の仕方として、学校長が出してもいいと言ったかどうかわかりませんが、やはり質的な変化のあったものが提供されることは、若干問題があるのではないかと。それこそステンレスのかけらとかは、ある程度、合わせればこれはあったからと済むかもしれませんが、やはり熱変化を起こすような物質が入った食べ物を、特に小さい子どもたちもいるから、これは余り感心しない。教訓としてぜひ大事をとる対応のほうがいいかと思いました。

それから、もう一つ、このスパテラというのが、調理器具として耐熱温度130度は低いのではないかと。130度ぐらいは、調理であり得るのではないかなと思います。それで、こういう機材は、安全とは言うけれども、こういうのは安全の範疇なのかという印象です。

○学校運営課長 カレールーというのは通常130度を超えるという性質がございますので、こういう局面に樹脂製のスパテラを使うというのは、本来的には間違っている。ただ、この4月にクリームシチューのホワイトルーをこれ使って調理したのですが、130度まで上がらないということで大丈夫だという思い込みがあって、また使ったということです。樹脂製のスパテラは、本来はもっと低温ときに使うもので、以前は木製のへらを使っていたということなのですが、ただ、木製のへらは、かけらが混入するというのもありますし、ささくれだともありますので、スパテラの中でもある程度耐熱性のある製品も出ているということで使用していたということです。ただ、やはり温度管理といいますか、こういう料理には使っていけないというところの周知徹底が、なかなか結果的にはできていなかったというところが、まことに遺憾といたしますし、各委員の皆様からいただいていますように、形のある異物がその場で見つからなかったとしても、変形している状況を見たら、直ちに危険性を察知しながら、そこは提供せずに代替的なもので対応して、まず口にそういうものは入れないということ。これは当然のことですので、それもあわせてすぐさまそういう通知を出して、業者と学校とを含めて周知徹底しておりますし、お子さんの口に入るものですから、今後しっかりやってまいりたいと思っております。

○今野委員 給食の調理業務は、委託で業者に任せていますので、今回の場合も、やはり調理業者の責任だと思います。これはきっちりと責任のある方から指導、注意喚起をやってもらっているということで、わかりました。

○白井委員長 ほかに御意見ございますか。よろしいですか。

ほかに質問がなければ、報告4の質疑を終了します。

次に、報告 5、その他となっておりますが、事務局から報告事項ありますか。

○教育調整課長 特にございません。

○白井委員長 ほかに報告事項がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

◎ 閉 会

○白井委員長 本日の教育委員会を、これで閉会いたします。

午後 3時40分閉会